

■会員規約■

【管理運営】

第1条

本クラブは、「株式会社東武スポーツ（以下、会社という）」が経営し、運営管理にあたるものとする。

【目的】

第2条

本クラブは、入会した会員が自らの責任において本クラブを利用し、健康維持と増進を図ることを目的とする。

【会員】

第3条

本クラブは会員制とし、すべての会員は本クラブのうち主に利用する店舗（以下「登録店舗」という。）において定められた会員区分、本クラブの会員種別及びクラス種別（以下「会員種別」という。）で契約し、契約の範囲に応じて施設を利用することができる。

【入会資格】

第4条

次の項目のいずれかに該当する者は本クラブの会員となることはできない。

- （１）本規約及び本クラブの諸規則を遵守できない者。
- （２）医師等により運動を禁じられている者。
- （３）伝染病、その他、他人に伝染または感染の恐れのある疾病を有する者。
- （４）年齢満18歳未満の者。（但し、別途年齢制限を設けている店舗はそれに準ずるものとする。）
- （５）刺青、タトゥー（タトゥーシール含む）をしている者及び刺青と、判別が困難なペインティング等の疑似刺青を施している者。
- （６）暴力団及び暴力団関係者または反社会的勢力関係者と本クラブが判断した者。
- （７）本クラブの利用において、自身で独立して利用する能力がない者。
- （８）過去に会社から除名通告または除名処分を受けた者。
- （９）会社以外の第三者が経営する本クラブと同様のクラブ等から、前号と同様の通告および処分を受けた者。
- （10）大声、奇声を発したり、非道徳的な言動で他の人間に迷惑をかける者。
- （11）その他、本クラブが会員としてふさわしくないと判断した者。

【入会手続】

第5条

本規約を承認の上、本クラブ所定の入会手続を行い、会費及びその他本クラブが定める料金を納入し、本クラブより会員の資格を認められた者を会員とする。

【未成年者の入会手続】

第6条

未成年者が入会を希望する場合は、本クラブが定める所定の書類に本人とその親権者等の法定代理人（以下「法定代理人」という。）が連署の上、申込手続きをとらなければならない。この場合、法定代理人は自ら会員になった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、危険負担と免責につき同意をしたものとする。

【会員証】

第7条

（１）本クラブは本クラブ会員に対し会員証を交付するものとする。

（２）会員が本クラブを利用しようとするときは、会員証を持参するものとし、会員証不携帯の場合は本クラブに入場することはできない。

（３）会員証は会員本人のみが使用でき、本人以外は使用できない。（会員は会員証を第三者に貸与することはできない。万一、会員証の貸与が判明した場合は除名の対象とするほか、損害賠償請求を行う場合がある。）

（４）会員が会員証を紛失、破損並びに盗難された場合は、直ちに本クラブにその旨を申し出るものとする。その際、会員証再発行料を支払った上で会員証再発行の手続きをとることができる。

【入会金及び事務手数料他】

第8条

（１）会員は本クラブの定める入会金及び事務手数料他を所定の方法で本クラブに支払わなければならない。

（２）入会金及び事務手数料他の有効期限は退会月までとし、一旦納入した入会金及び事務手数料他は理由の如何を問わず返還しないものとする。

【会費等の支払】

第9条

（１）会員は本クラブの定める月会費等を所定の方法で本クラブに支払うものとする。

（２）会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は、本クラブが定めるものとする。

（３）一旦納入した会費等は理由の如何を問わず返還しないものとする。なお、退会手続きを行わない限り、会員は会費等を支払うものとする。

【退会】

第10条

（１）本クラブを退会する場合は、本クラブの定める所定期日までに本クラブの定める退会手続きを完了することで退会することができる。なお、退会手続きが完了していない場合、会費等は支払うものとする。

（２）会費その他諸費用等が未納の場合、完納しなければ退会手続きはできないものとする。

（３）会費等は退会日が月の途中であっても、退会日が属する月の会費等は全額支払わな

ければならない。

(4) 退会手続きは退会する本人またはその法定代理人が行うものとし、電話、FAX、電子メールでの退会手続きは一切行わないものとする。

(5) 在籍期間の定められたキャンペーン等で入会し、その定められた在籍期間に満たない在籍期間で退会する場合は、別途、本クラブで定める金額を支払うものとする。

【変更】

第11条

本クラブには、原則としてコース変更制度はないものとする。

【会員のモラル】

第12条

会員は、下記の事項を厳守するものとする。

(1) 本クラブの施設利用案内を厳守するとともに、施設スタッフの指示に従うこと。

(2) 本クラブの秩序を守り、本クラブの目的に沿うよう努力すること。

【利用・入場の禁止】

第13条

下記の事項に該当する者の本クラブの入場及び施設利用を禁止する。また、本クラブは該当する会員の入場禁止または退場を命じることができるほか、除名する場合がある。

(1) 本規約及び本クラブの諸規則を遵守できない者。

(2) 酒気を帯びている者。

(3) 医師等により運動を禁じられている者。

(4) 伝染病、その他、他人に伝染または感染の恐れのある疾病を有する者。

(5) 刺青、タトゥー（タトゥーシール含む）をしている者及び刺青と判別が困難なペインティング等の疑似刺青を施している者。

(6) 暴力団及び暴力団関係者または反社会的勢力関係者と本クラブが判断した者。

(7) 本クラブの利用において、自身で独立して利用する能力がない者。

(8) 過去に会社から除名通告または除名処分を受けた者。

(9) 会社以外の第三者が経営する本クラブと同様のクラブ等から前号と同様の通告および処分を受けた者。

(10) その他、本クラブが会員としてふさわしくないと判断した者。

【禁止事項】

第14条

会員が本クラブにおいて次の行為を行うことを禁止する。また、本クラブは該当する会員の入場禁止または退場を命じることができるほか、除名及び損害賠償請求をする場合がある。

(1) 他の施設利用者や施設スタッフを誹謗、中傷すること。

(2) 他の施設利用者や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力

行為。

(3) 大声、奇声を発したり、他の施設利用者や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。

(4) 物を投げる、壊す、叩くなど他の施設利用者や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。

(5) 故意に本クラブの施設、設備、器具、備品等を損壊する行為や無断での持ち出し。

(6) 他の施設利用者や施設スタッフを待ち伏せたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。

(7) 正常な範囲を超えて、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為。

(8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。

(9) 刃物などの危険物の館内持込み行為。

(10) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。

(11) 高額な金銭、貴重品の館内への持込み行為。

(12) その他、本クラブが会員としてふさわしくないと判断した行為。

【会員資格の喪失】

第15条

会員は次の各号のいずれかに該当する場合には、会員資格を喪失する。

(1) 会員の都合による退会の申し出を本クラブが承認したとき。

(2) 会員本人が死亡したとき。

(3) 本規約に基づき本クラブより除名されたとき。

(4) 本クラブが閉鎖されたとき。

【会員の除名】

第16条

会員が次の各号のいずれかに該当する場合または該当することが明らかになった場合は、本クラブは通知の上その会員を除名することができる。

(1) 第4条の入会資格を喪失したとき。

(2) 入会に際して、会社、本クラブに虚偽の申告をしたとき。

(3) 本規約等に違反したとき。

(4) 会社、本クラブの名誉を傷つけ、また秩序を乱したとき。

(5) 本クラブの定める諸費用につき3か月以上滞納し請求があっても完済しないとき。

(6) 第14条及び第15条に抵触し、除名が相当であると本クラブが判断したとき。

(7) その他、本クラブが会員としてふさわしくないと判断したとき。

【会員資格の譲渡禁止】

第17条

本クラブの会員資格は本人限りとし、第三者への譲渡、貸与、売買、名義変更、質権の設

定その他担保に提供する等の行為または相続その他包括や継受はできない。

【ビジターの利用】

第18条

本クラブには、原則としてビジター制度はないものとする。

【会員以外の施設の利用】

第19条

本クラブは、特に必要と認めた場合、会員以外の者に本クラブの施設を利用させることができる。なお利用者は本規約及び本クラブが定めた規則を準用する。

【施設内の事故】

第20条

(1) 会員は自己の責任と負担において、本クラブを利用するものとし、本クラブ及び会社は会員が本クラブの施設利用中に生じた紛失、盗難、傷害等の事故について一切責任を負わない。但し、本クラブ及び会社に故意または重大な過失があった場合はこの限りではない。会員以外の施設利用者も同様とする。

(2) 会員間に生じたトラブルについては当事者間で対処するものとし、本クラブ及び会社は一切その責任を負わない。会員以外の施設利用者も同様とする。

【施設内の損害賠償責任】

第21条

会員が本クラブにおいて自己の責任に帰すべき事由により、本クラブ及び会社または第三者に損害を与えた場合は、会員はその賠償の責に任ずるものとする。会員以外の施設利用者も同様とする。

【盗難・紛失及び忘れ物】

第22条

(1) 会員が本クラブの利用に際して生じた盗難及び紛失については、本クラブ及び会社は一切の損害賠償の責を負わない。会員以外の施設利用者も同様とする。

(2) 忘れ物については、本クラブの定める保管期間経過後は、本クラブの定める手続きで処分することができるものとする。その際に本クラブ及び会社は一切の損害賠償の責を負わない。会員以外の施設利用者も同様とする。

【変更事項】

第23条

会員は住所または連絡先等の入会申込書記入事項に変更のあった場合は、速やかに本クラブに届出なければならない。

【諸費用の改定】

第24条

(1) 本クラブは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢の変動に応じ改定することができる。

(2) 前号の改定を行う場合、2 か月前に会員に告知する。

【運営上の制限】

第25条

本クラブの運営上、会員制度の永続が不可能と考えられる場合、一方的に制度を廃止することができる。

【施設の廃止・利用制限】

第26条

本クラブは次の事由により、本クラブの一部または全部を閉鎖もしくは利用の制限をすることができる。但しこの場合、会員に対する保障はしないものとする。

(1) 気象、災害、事故によるとき。

(2) 施設の改修または補修のとき。

(3) 各種大会及び特別行事を開催するとき。

(4) 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

【解散】

第27条

会社は、やむをえない理由による場合には、3 か月前の予告をすることにより本クラブを解散することができる。

(1) 解散の理由が天災地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、予告期間を短縮することができる。

(2) 本クラブ解散の場合、会社は会員に対し、特別の補償は行わないものとする。

【細則】

第28条

本規約に定めない事項及び業務上必要な規約は本クラブが定めるものとする。

【改正】

第29条

本規約の改正及び変更は本クラブの定めるところによるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。

【附則】

第30条 本規約は、平成28年4月1日にこれを施行する。